

## 公 示

平成23年3月12日 時 分

|                             |   |
|-----------------------------|---|
| 1. 緊急事態応急対策を実施すべき区域         | 大熊町、双葉町、浪江町、富岡町及び東京電力（株）福島第二原子力発電所から半径10km圏内の海城   |
| 2. 原子力緊急事態の概要               | 緊急事態該当事象発生日時 平成23年3月12日 5時22分   |
|                             | 発生場所 東京電力（株）福島第二原子力発電所  |
|                             | 放射線等の状況<br>排気筒モニタの値：異常なし<br>発電所敷地周辺のモニタリングポストの値：異常なし  |
|                             | 被害状況：   |
| 3. 1. の区域内の居住者等に対し周知させるべき事項 | その他の特記事項<br>・圧力抑制室の温度が100度を超え、原子炉の圧力抑制機能が喪失   |
|                             | 現在のところ、発電所の排気筒モニタ及び敷地周辺のモニタリングポストの指示値に異常はなく、放射性物質による外部への影響は確認されていない。<br>したがって、緊急事態応急対策を実施すべき区域内の居住者、滞在者その他公私の団体等は、現時点では、直ちに特別な行動を起さず必要はないが、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による原子力事故に関する情報に注意すること。<br>今後、現地対策本部長から新たな指示が出された場合には、その指示に従うこと。 |